様式第１号（第３条関係）

３１松(文化)第５５号
令和元年５月２２日

（宛先）松山市監査委員

松山市長　野　志　克　仁　　印

平成30年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

平成31年3月22日付松監第62号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課等　総合政策部　文化・ことば課	所管課等長氏名　　大　石　和可子
措置の状況　　■措置を講じた　　□措置を講じる予定　　□措置を講じない	
指　摘　事　項	措　置　状　況
１　収入事務について **（３）文化振興費雑入** ・自動販売機販売手数料等の年度区分誤りについて 自動販売機販売手数料、電気使用料及び喫茶室電気使用料の収入について確認したところ、平成 30 年 3 月分として、4 月に納入通知書を発したものを平成 29 年度の収入として区分されている状況が見受けられた。 地方自治法施行令第 142 条により、歳入の所属年度が区分されていることから今後は適正な事務処理に努められたい。 **（４）市民会館費雑入** ・自動販売機販売手数料等の年度区分誤りについて 自動販売機販売手数料及び電気使用料の収入について確認したところ、平成 30 年 3 月分として、4 月に納入通知書を発したものを平成 29 年度の収入として区分されている状況が一部見受けられた。 地方自治法施行令第 142 条により、歳入の所属年度が区分されていることから今後は適正な事務処理に努められたい。	**１　収入事務について** **（３）文化振興費雑入** ・自動販売機販売手数料等の年度区分誤りについて 歳入の所属年度区分について、定期監査講評後早速課内研修を実施した。具体的には、地方自治法施行令第 142 条に基づく歳入の所属年度区分を文化・ことば課全職員が再確認した。 また、調定の決裁書類に年度区分を確認できるチェック用紙を添付して、複数人によるチェック体制に見直した。 今後は、関係法令等に従い適正な事務処理に努める。 **（４）市民会館費雑入** ・自動販売機販売手数料等の年度区分誤りについて 歳入の所属年度区分について、定期監査講評後早速課内研修を実施した。具体的には、地方自治法施行令第 142 条に基づく歳入の所属年度区分を文化・ことば課全職員が再確認した。 また、調定の決裁書類に年度区分を確認できるチェック用紙を添付して、複数人によるチェック体制に見直した。 今後は、関係法令等に従い適正な事務処理に努める。

様式第１号（第３条関係）

３１松(ス)第３２６号
令和元年５月２２日

（宛先）松山市監査委員

松山市長　野　志　克　仁　　印

平成30年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

平成31年3月22日付松監第62号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課等　総合政策部　スポーティングシティ推進課	所管課等長氏名　　矢　野　秋　文
措置の状況　　■措置を講じた　　□措置を講じる予定　　□措置を講じない	
指　摘　事　項	措　置　状　況
１　収入事務について **（４）中央公園管理使用料** ①自動販売機手数料の算定誤りについて 　自動販売機手数料は、販売業者との契約に基づき売上数に応じて所定の売上手数料を徴するものであるが、売上報告書の販売本数に誤りがあり過徴収しているものが１件見受けられた。今後においては、確認体制の強化に努められたい。	１　収入事務について **（４）中央公園管理使用料** ①自動販売機手数料の算定誤りについて 　自動販売機手数料について、過徴収分は、相手方に適切に還付処理した。 　今後は、売上報告書の確認を複数人で行うなど確認体制の強化に努める。
②自動販売機手数料の年度区分誤りについて 　自動販売機手数料の収入について確認したところ、平成 30 年 3 月分として 4 月に納入通知書を発したものを、平成 29 年度の収入として区分されている状況が見受けられた。 　地方自治法施行令第 142 条により、歳入の所属年度が区分されていることから、今後は適正な事務処理に努められたい。	②自動販売機手数料の年度区分誤りについて 　歳入の所属年度区分について、定期監査講評後、地方自治法施行令第 142 条に基づく歳入の所属年度区分の情報共有を行った。 　今後は、松山市財務会計規則等や関係法令に沿った適正な事務処理に努めるとともに、歳入所属年度区分の確認を複数人で行うなど確認体制の強化に努める。
（５）総合コミュニティセンター費雑入 ・自動販売機売上手数料等の年度区分誤りについて 　自動販売機売上手数料、電気使用料及び食堂光熱水使用料の収入について確認したところ、平成 30 年 3 月分として 4 月に納入通知書を発したものを、平成 29 年度の収入として区分されている状況が見受けられた。 　地方自治法施行令第 142 条により、歳入の所属年度が区分されていることから、今後は適正な事務処理に努められたい。	**（５）総合コミュニティセンター費雑入** ・自動販売機売上手数料等の年度区分誤りについて 　歳入の所属年度区分について、定期監査講評後、地方自治法施行令第 142 条に基づく歳入の所属年度区分の情報共有を行った。 　今後は、松山市財務会計規則等や関係法令に沿った適正な事務処理に努めるとともに、歳入所属年度区分の確認を複数人で行うなど確認体制の強化に努める。

（６）野外活動センター費雑入 ・自動販売機売上手数料等の年度区分誤りについて 　自動販売機売上手数料、電気使用料、クラブハウス電気使用料及び太陽光発電売電収入について確認したところ、平成 30 年 3 月分として 4 月に納入通知書を発したものを、平成 29 年度の収入として区分されている状況が見受けられた。 　地方自治法施行令第 142 条により、歳入の所属年度が区分されていることから、今後は適正な事務処理に努められたい。	**（６）野外活動センター費雑入** ・自動販売機売上手数料等の年度区分誤りについて 　歳入の所属年度区分について、定期監査講評後、地方自治法施行令第 142 条に基づく歳入の所属年度区分の情報共有を行った。 　今後は、松山市財務会計規則等や関係法令に沿った適正な事務処理に努めるとともに、歳入所属年度区分の確認を複数人で行うなど確認体制の強化に努める。
（７）体育施設費雑入 ・自動販売機売上手数料等の年度区分誤りについて 　自動販売機売上手数料、電気使用料及び太陽光発電売電収入について確認したところ、平成 30 年 3 月分として 4 月に納入通知書を発したものや契約において納期を翌月末までに支払うと規定しているものを、平成 29 年度の収入として区分されている状況が一部見受けられた。 　地方自治法施行令第 142 条により、歳入の所属年度が区分されていることから、今後は適正な事務処理に努められたい。	**（７）体育施設費雑入** ・自動販売機売上手数料等の年度区分誤りについて 　歳入の所属年度区分について、定期監査講評後、地方自治法施行令第 142 条に基づく歳入の所属年度区分の情報共有を行った。 　今後は、松山市財務会計規則等や関係法令に沿った適正な事務処理に努めるとともに、歳入所属年度区分の確認を複数人で行うなど確認体制の強化に努める。
（８）中央公園管理費雑入 ①自動販売機販売手数料の算定誤りについて 　自動販売機手数料は、販売業者との契約に基づき売上数に応じて所定の売上手数料を徴するものであるが、売上報告書の販売本数に誤りがあり過徴収しているものが 1 件見受けられた。今後においては、確認体制の強化に努められたい。	**（８）中央公園管理費雑入** ①自動販売機販売手数料の算定誤りについて 　自動販売機手数料について、過徴収分は相手方に適切に還付処理した。 　今後は、売上報告書の確認を複数人で行うなど確認体制の強化に努める。
②自動販売機売上手数料等の年度区分誤りについて 　自動販売機売上手数料、電気使用料、売店電気使用料、松山市体育協会事務所電気使用料、野球歴史資料館電気及びガス使用料の収入について確認したところ、平成 30 年 3 月分として 4 月に納入通知書を発したものを、平成 29 年度の収入として区分されている状況が見受けられた。 　地方自治法施行令第 142 条により、歳入の所属年度が区分されていることから、今後は適正な事務処理に努められたい。	②自動販売機売上手数料等の年度区分誤りについて 　歳入の所属年度区分について、定期監査講評後、地方自治法施行令第 142 条に基づく歳入の所属年度区分の情報共有を行った。 　今後は、松山市財務会計規則等や関係法令に沿った適正な事務処理に努めるとともに、歳入所属年度区分の確認を複数人で行うなど確認体制の強化に努める。

様式第１号（第３条関係）

31 松(危管)第 82 号
令和元年5月22日

（宛先）松山市監査委員

松山市長　野　志　克　仁　　印

平成30年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

平成31年3月22日付松監第62号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課等　総合政策部　危機管理課	所管課等長氏名　　川　崎　正　彦
措置の状況　　■措置を講じた　　□措置を講じる予定　　□措置を講じない	
指　　摘　　事　　項	措　　置　　状　　況
１　収入事務について **（１）危機管理費雑入** ・松山市水防センター電気料金等の年度区分誤りについて 　松山市水防センター電気料金、松山市安岡避難地自動販売機電気料金及び売上手数料の収入について確認したところ、平成 30 年 3 月分として、4 月に納入通知書を発したものや契約において納期を翌月末までに支払うと規定しているものを平成 29 年度の収入として区分されている状況が見受けられた。 　地方自治法施行令第 142 条により、歳入の所属年度が区分されていることから今後は適正な事務処理に努められたい。	**１　収入事務について** **（１）危機管理費雑入** ・松山市水防センター電気料金等の年度区分誤りについて 　販売業者との契約書及び地方自治法施行令第 142 条により、平成 31 年 3 月分を平成 31 年度の収入として処理しました。 　今後は法令に基づき適正に行います。

様式第１号（第３条関係）

31 松(坂雲ミ)第 35 号
令和元年5月22日

（宛先）松山市監査委員　様

松山市長　野　志　克　仁　　印

平成30年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

平成31年3月22日付松監第62号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課等　総合政策部　坂の上の雲ミュージアム事務所	所管課等長氏名　　石　丸　耕　一
措置の状況　　■措置を講じた　　□措置を講じる予定　　□措置を講じない	
指　摘　事　項	措　置　状　況
１　収入事務について **（３）観光資源開発費雑入** ・自動販売機電気料金等の年度区分誤りについて 　自動販売機電気料金及び販売手数料の収入について確認したところ、平成 30 年 3 月分として、4 月に納入通知書を発したものや契約において納期を翌月 20 日までに支払うと規定しているものを平成 29 年度の収入として区分されている状況が見受けられた。 　地方自治法施行令第 142 条により、歳入の所属年度が区分されていることから今後は適正な事務処理に努められたい。	**１　収入事務について** **（３）観光資源開発費雑入** ・自動販売機電気料金等の年度区分誤りについて 　歳入の所属年度区分について、定期監査講評後、すぐに課内研修を実施し、地方自治法施行令第 142 条に基づく歳入の所属年度区分を課内で再確認するとともに、自動販売機電気料金等に関する業務マニュアルを修正しました。 　平成 31 年 3 月分から適正な年度区分に基づき処理を行いました。

様式第１号（第３条関係）

３１松(観国)第２２０号
令和元年６月２４日

（宛先）松山市監査委員

松山市長　野　志　克　仁　　印

平成30年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

平成31年4月22日付松監第71号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課等　産業経済部　観光・国際交流課	所管課等長氏名　　中　矢　光　一
措置の状況　　■措置を講じた　　□措置を講じる予定　　□措置を講じない	
指　摘　事　項	措　置　状　況
１　収入事務について **（８）雑入（松山城観光事業特別会計）** ・自動販売機売上手数料の年度区分誤りについて 平成 30 年 3 月調定分の自動販売機売上手数料について確認したところ、契約において納期を翌月末日までに支払うと規定されているものを平成 29 年度の収入として区分されている状況が見受けられた。 地方自治法施行令第 142 条により、歳入の所属年度が区分されていることから今後は適正な事務処理に努められたい。	**１　収入事務について** **（８）雑入（松山城観光事業特別会計）** ・自動販売機売上手数料の年度区分誤りについて 自動販売機売上手数料収入に対する処理につきましては、今後、歳入の所属年度区分を十分確認し、適正な事務処理を行います。

様式第１号（第３条関係）

３１松(競)第２０１号
令和元年６月２６日

（宛先）松山市監査委員

松山市長　野　志　克　仁　　印

平成30年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

平成31年4月22日付松監第71号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課等　産業経済部　競輪事務所	所管課等長氏名　　堀　内　一　甲
措置の状況　　■措置を講じた　　□措置を講じる予定　　□措置を講じない	
指　摘　事　項	措　置　状　況
１　収入事務について **（７）雑入** ①自動販売機設置許可の更新等について 　松山中央公園多目的競技場に自動販売機の設置を希望する者、または設置許可期間を更新しようとする使用者は、松山中央公園多目的競技場自販機設置許可申請書を市長に申請して許可を得なければならないとされているが、更新の申請等がされていない状況が見受けられた。 　今後においては適正な事務処理に努められたい。 ②売店電気使用料等の年度区分誤りについて 　松山中央公園多目的競技場売店電気、ガス、水道使用料、自動販売機電気使用料の収入について確認したところ、平成 30 年 3 月分として 4 月に納入通知書を発したものを、平成 29 年度の収入として区分されている状況が見受けられた。 　地方自治法施行令第 142 条により、歳入の所属年度が区分されていることから、今後は適正な事務処理に努められたい。	**１　収入事務について** **（７）雑入** ①自動販売機設置許可の更新等について 　松山中央公園多目的競技場の自動販売機設置許可の更新等については、設置を希望する使用者に対して申請書の提出を求め、更新の手続きを行いました。 　今後は、要項に沿った適正な事務処理に努めます。 ②売店電気使用料等の年度区分誤りについて 　松山中央公園多目的競技場売店電気、ガス、水道使用料、自動販売機電気使用料の収入については、納入通知書を発した日の年度の収入として区分するよう事務マニュアルを見直しました。 　今後は、地方自治法施行令に従い適正な事務処理に努めます。

様式第１号（第３条関係）

31 松(道後)第６２号
令和元年６月１０日

（宛先）松山市監査委員

松山市長　野　志　克　仁　　印

平成30年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

平成31年4月22日付松監第71号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課等　産業経済部　道後温泉事務所	所管課等長氏名　　重　谷　　治
措置の状況　　■措置を講じた　　□措置を講じる予定　　□措置を講じない	
指　　摘　　事　　項	措　　置　　状　　況
１　収入事務について **（５）器具使用料** ・椿の湯の器具使用料について 椿の湯の器具使用料は、集金した額から誤作動等により返金した額を差し引いた額を市へ納付しているが、売上報告書のうち返品金額を実際より多く計算していたため、市への納付額が不足しているものが一部見受けられた。 監査期間中に是正されているものの、今後においては、松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例に沿った適正な事務処理に努められたい。 **（８）雑入** ・自動販売機売上手数料等の年度区分誤りについて 自動販売機売上手数料、自動販売機電気料金、内湯送湯ポンプ電気料金及び販売手数料について確認したところ、平成 30 年 3 月分として 4 月に納入通知書を発したものや契約において納期を翌月末までに支払うと規定しているものを、平成 29 年度の収入として区分されている状況が見受けられた。 地方自治法施行令第 142 条により、歳入の所属年度が区分されていることから、今後は適正な事務処理に努められたい。	**１　収入事務について** **（５）器具使用料** ・椿の湯の器具使用料について 椿の湯の器具使用料については、機器の不具合等による誤作動等により返金した額の取扱い確認についての指定管理者の事務マニュアルの見直しを図るとともに、取り扱いが適正になされているか道後温泉事務所がチェックを行うこととした。 今後は、関係法令等に従い適正な事務処理に努める。 **（８）雑入** ・自動販売機売上手数料等の年度区分誤りについて 地方自治法施行令第 142 条に基づき、3 月分の自動販売機売上手数料、自動販売機電気料金、内湯送湯ポンプ電気料金及び販売手数料については、翌年度の収入として区分するよう事務マニュアルを直ちに見直した。 今後は、関係法令等に従い適正な事務処理に努める。

様式第１号（第３条関係）

31 松(農)第 560 号

令和元年年6月14日

（宛先）松山市監査委員

松山市長　野　志　克　仁　　印

平成30年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

平成31年4月22日付松監第71号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課等　産業経済部　農林水産課	所管課等長氏名　　徳　本　貴　久
措置の状況　　■措置を講じた　　□措置を講じる予定　　□措置を講じない	
指　摘　事　項	措　置　状　況
１　収入事務について **（２）農業指導センター生産物売払収入** ・生産物委託販売代金の歳入歳出額について 生産物委託販売代金は、農業指導センターにおいて生産された野菜や果物を委託販売することによって発生する代金であるが、生産物の販売額から売りさばき手数料を差し引いた金額を歳入額としていることに加え、売りさばき手数料を歳出額として計上していない状況が見受けられた。 地方自治法第 210 条において、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされていることから、今後においては、適正な事務処理に努められたい。 **（３）農業振興費雑入** ・災害用自動販売機電気料金等の年度区分誤りについて 災害用自動販売機電気料金及び上怒和海の駅自動販売機電気料金の収入について確認したところ、平成 30 年 3 月分として 4 月に納入通知書を発したものを、平成 29 年度の収入として区分されている状況が見受けられた。 地方自治法施行令第 142 条により、歳入の所属年度が区分されていることから今後は適正な事務処理に努められたい。	**１　収入事務について** **（２）農業指導センター生産物売払収入** ・生産物委託販売代金の歳入歳出額について 生産された野菜や果物を委託販売することによって発生する代金については、売りさばき手数料も歳入額として計上をするとともに、売りさばき手数料を歳出額として計上を行う措置を講じました。今後は、松山市財務会計規則等に沿った適正な事務処理に努めます。 **（３）農業振興費雑入** ・災害用自動販売機電気料金等の年度区分誤りについて 今回、災害用自動販売機電気料金及び上怒和海の駅自動販売機電気料金の収入については、平成 31 年 3 月分として 4 月に納入されたものは、平成 31 年度の収入といたしました。今後は、松山市財務会計規則等に沿った適正な事務処理に努めます。

様式第１号（第３条関係）

３１松(市場)第５３号
令和元年　５月１０日

（宛先）松山市監査委員

松山市長　野　志　克　仁　　印

平成30年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

平成31年4月22日付松監第71号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課等　産業経済部　市場管理課	所管課等長氏名　芳之内　克　暢
措置の状況　■措置を講じた　□措置を講じる予定　□措置を講じない	
指　摘　事　項	措　置　状　況
１　備品の管理状況について ・中央市場及び水産市場における備品の適正管理について 　中央市場及び水産市場における備品の管理状況について確認したところ、廃棄処分した備品が抹消処理されていないものや備品シールの貼付がないものが複数件見受けられた。 　監査期間中に是正はされているものの、今後においては適正な管理に努められたい。	**１　備品の管理状況について** ・中央市場及び水産市場における備品の適正管理について 　備品シールの不備については、正しい標示になるよう速やかに処理しました。 　また、廃棄処分した備品が抹消処理されていない件についても、直ちに事実確認を行った後、台帳から該当備品を抹消処理いたしました。 　今後は、同様の事例が発生しないよう、松山市財務会計規則に則った適切な事務処理に努めます。

様式第１号（第３条関係）

31 松(公管路)第 134 号

令和元年5月9日

（宛先）松山市監査委員

松山市公営企業管理者　平　岡　公　明　　印

平成30年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

平成31年4月22日付松監第71号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課等　公営企業局管理部 水道管路管理センター	所管課等長氏名　　森　賀　友　博
措置の状況　　■措置を講じた　　□措置を講じる予定　　□措置を講じない	
指　摘　事　項	措　置　状　況
４　情報管理の状況について ・パソコンの管理について 情報管理の状況について確認したところ、情報システムの一部のパソコンに盗難防止対策のためのワイヤーによる固定等の物理的措置が講じられていない状況が見受けられた。 監査期間中に是正されているものの、今後は、情報セキュリティ対策基準を遵守し適正な情報管理に努められたい。	**４　情報管理の状況について** ・パソコンの管理について 電磁的記録媒体の管理については、パソコンをワイヤー固定し、盗難防止策を講じた。また、職員に対し情報機器の適正管理を指導した。